

公益社団法人心の里親会・奨学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人心の里親会・奨学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、何らかの家庭の事情により養育が困難な子どもたちを心の里親となって慰め励まし、その精神的なよりどころとなり、また、修学が困難な事情にある者に奨学金を給与し、もって児童福祉の向上並びに児童の能力開発及び人材の育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、心の里親事業として、次の事業を行う。

(1) 文通による児童への精神的援助

(2) 施設訪問、家庭実習、展覧会その他の児童の育成に資する事業

(3) 児童に対する奨学金の給与

(4) 心の里親事業に関する普及啓発

2 この法人は、前項各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業を行う。

3 前2項の事業は、札幌市及びその近隣市町村において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して、この法人の事業に参加、協力するために入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする個人又は団体は、理事会の定めるところにより、入会申込書をこの法人に提出して、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会の定めるところにより、退会届をこの法人に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合においては、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。
- (3) 第7条の納入義務を2年以上履行しなかったとき。

(拠出金等の不返還)

第11条 前3条の場合において、既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表、損益計算書（活動計算書）及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日時及び場所その他法令で定められた事項を記載した書面をもって、総会の日の1週間（第19条第1項に規定する書面による議決権の行使をすることができる場合にあっては、2週間）前までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人又は書面による議決権の行使)

第19条 正会員は、法令で定めるところにより、代理人又は書面によって、総会における議決権の行使をすることができる。

- 2 前項の代理人は、正会員でなければならない。

- 3 第1項の代理人又は書面によって議決権を行使した正会員の数及びその議決権の数は、それぞれ出席した正会員の数及びその議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、当該総会の議長のほか、当該総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印する。

第5章 役員

(設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7人以上12人以内

(2) 監事 3人以内

- 2 理事のうち、1人を会長、4人を常務理事とする。

- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 常務理事は、理事会の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 4 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

4 理事会を招集する者は、理事会の日時及び場所を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、出席した理事の中から会長が指名する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第 34 条 この法人に、任意の機関として、顧問 2 人以内及び相談役 10 人以内を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、この法人に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会において任期を定めて選任する。

3 顧問及び相談役は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

4 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第 8 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 35 条 この法人の資産の管理は、会長が行うものとし、その方法は、理事会において別に定める資産管理規程によるものとする。

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（活動計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿（正会員名簿）を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

- (4) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 情報公開等

(情報公開等)

第44条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。

第12章 事務局

(設置等)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 前項の事務局長及び職員は、会長が任免する。ただし、事務局長については、理事会の承認を経るものとする。

4 前3項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第13章 支部

(支部)

第46条 この法人の業務を執行するため、必要な地区に、理事会の決議によって、この法人の支部を置くことができる。

2 支部に、当該支部に属する正会員をもって構成する支部総会を置く。

3 支部に支部長1人を置くものとし、支部長は、当該支部が置かれた地区におけるこの法人の業務の執行について、会長及び常務理事を補佐する。

- 4 支部長の選任及び解任は、支部総会の決議によって行なう。
- 5 前各項に規定する事項のほか、支部の組織及び運営については、理事会において別に定めるところによる。

第 14 章 補則

(補則)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営については、理事会において別に定めるところによる。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は繁富よしえとする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散と登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

次のとおり一部改正する。

平成 28 年 5 月 31 日 定款一部改正

令和 4 年 5 月 31 日 定款一部改正

令和 8 年 5 月 29 日 定款一部改正

ただし、第 13 条、第 38 条については令和 9 年度から適用する。